

平成 27 年 4 月 30 日開催

# 平成 27 年度 第 1 回 函館市国民健康保険運営協議会

## 会 議 資 料

(1) 諮問事項

- ・ 国民健康保険料基礎賦課限度額，後期高齢者支援金等賦課限度額および介護納付金賦課限度額の改定について

・・・・・・・・ 1 ページ

(2) 協議事項

- ・ 函館市国民健康保険データヘルス計画（案）について

・・・・・・・・ 別添資料

(3) その他

市 民 部

## (1) 諮問事項

国民健康保険料基礎賦課限度額，後期高齢者支援金等賦課限度額  
および介護納付金賦課限度額の改定について

中間所得者層の保険料負担の緩和を図るため，基礎賦課限度額を現行の「51万円」から「52万円」に，後期高齢者支援金等賦課限度額を「16万円」から「17万円」に，介護納付金賦課限度額を「14万円」から「16万円」に改定する。

## (1) 諮問事項

### 国民健康保険料基礎賦課限度額，後期高齢者支援金等 賦課限度額および介護納付金賦課限度額の改定について

#### ア 賦課限度額

国民健康保険料は，所得に応じて算定しているが，所得が高額になることによって，極端に高い保険料とならないよう，国は，国民健康保険法施行令で保険料の上限額である賦課限度額を定めており，その範囲内において，それぞれ市町村が条例で規定することとなっている。

#### イ 賦課限度額の改定

国は，医療費の増嵩によって保険料負担の増加が避けられないなか，負担感の重い中間所得者層の保険料負担を軽減するため，高所得者層に相応の負担を求めることで，賦課限度額を段階的に引き上げてきている（下記の表「オ 賦課限度額の推移」のとおり）。

#### ウ 今後の国の方針

国は，保険料の上限額に該当する被保険者割合（国民健康保険においては世帯割合）が，国保が2.46%（推計値）であることに対し，被用者保険では1～1.5%の間にあることとのバランスを考慮し，国保における賦課限度額の超過世帯割合が当面は1.5%という水準に近づくよう，平成27年度以降，段階的に賦課限度額を引き上げていくという考えを示している。

項 目		被用者保険	国民健康保険
保険料の上限額	改定前	121万円(平成27年度)	81万円
	改定後		85万円
保険料の上限額に該当する 被保険者割合(国保は世帯割合)	改定前	1～1.5%	2.46%
	改定後		2.25%

#### エ 本市の対応

国の平成27年度賦課限度額については，平成26年度の引き上げ額と同額の4万円を引き上げたところであり，その内訳は，医療給付費分を1万円，後期高齢者支援金等分で1万円，介護納付金分で2万円としている（国民健康保険法施行令改正 平成27年4月1日施行）。

本市の平成27年度賦課限度額については，国の方針に基づき，現状負担感の重い中間所得者層の負担軽減を図るため，国の引き上げ額と同額の4万円を引き上げたい。

#### オ 賦課限度額の推移

年 度	医療給付費分		後期高齢者支援金等分		介護納付金分		合 計	
	国	本市	国	本市	国	本市	国	本市
平成23～25年度	51万円	50万円	14万円	14万円	12万円	12万円	77万円	76万円
平成26年度	51万円	51万円	16万円	16万円	14万円	14万円	81万円	81万円
平成27年度(案)	52万円	52万円	17万円	17万円	16万円	16万円	85万円	85万円

平成27年度 国民健康保険料 所得段階別試算表（1人世帯・給与所得）

（単位：円）

区分 (世帯割合 の合計)	給与収入	給与所得	法定軽減	平成27年度(予算) 限度額改定前					平成27年度(予算) 限度額改定後					改定後 効果額 B-A
				全体分			給与所得に対する保険料の割合	全体分			給与所得に対する保険料の割合			
				医療分	後期分	介護分		医療分	後期分	介護分				
軽減該当 世帯 (61%)	980,000	330,000	⑦	13,680	5,240	4,780	23,700	7.18%	13,680	5,240	4,780	23,700	7.18%	0
	1,050,000	400,000	⑤	29,650	11,440	10,210	51,300	12.83%	29,620	11,400	10,120	51,140	12.79%	△ 160
	1,150,000	500,000	⑤	39,430	15,290	13,400	68,120	13.62%	39,360	15,200	13,190	67,750	13.55%	△ 370
	1,350,000	700,000	②	72,670	28,230	24,570	125,470	17.92%	72,520	28,050	24,120	124,690	17.81%	△ 780
	1,450,000	800,000	②	82,450	32,080	27,760	142,290	17.79%	82,260	31,850	27,190	141,300	17.66%	△ 990
一般世帯 (37%)	1,668,000	1,000,000		111,130	43,280	37,330	191,740	19.17%	110,860	42,950	36,520	190,330	19.03%	△ 1,410
	3,116,000	2,000,000		208,930	81,780	69,230	359,940	18.00%	208,260	80,950	67,220	356,430	17.82%	△ 3,510
	4,424,000	3,000,000		306,730	120,280	101,130	528,140	17.60%	305,660	118,950	97,920	522,530	17.42%	△ 5,610
	5,676,000	4,000,000		404,530	158,780	133,030	696,340	17.41%	403,060	156,950	128,620	688,630	17.22%	△ 7,710
	6,176,000	4,400,000		443,650	160,000	140,000	743,650	16.90%	442,020	170,000	140,900	752,920	17.11%	9,270
限度額 超過世帯 (2%)	6,889,000	5,000,000		502,330	160,000	140,000	802,330	16.05%	500,460	170,000	159,320	829,780	16.60%	27,450
	7,111,000	5,200,000		510,000	160,000	140,000	810,000	15.58%	519,940	170,000	160,000	849,940	16.35%	39,940
	7,333,000	5,400,000		510,000	160,000	140,000	810,000	15.00%	520,000	170,000	160,000	850,000	15.74%	40,000
	8,000,000	6,000,000		510,000	160,000	140,000	810,000	13.50%	520,000	170,000	160,000	850,000	14.17%	40,000

※ 法定軽減の⑦、⑤、②は、それぞれ7割軽減、5割軽減、2割軽減を表す。

※ 世帯割合は、平成26年度国民健康保険料賦課時における所得額の割合。

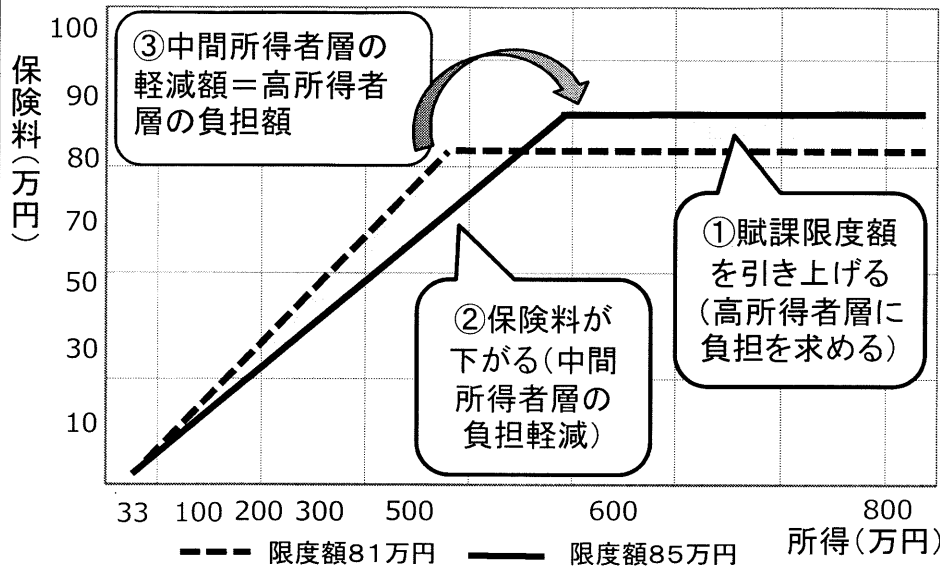
# 道内主要都市における賦課限度額の推移

(単位：万円)

区分	平成23年度			平成24年度			平成25年度			平成26年度			平成27年度(予定)							
	医療	後期 介護	合計	医療	後期 介護	合計	医療	後期 介護	合計	医療	後期 介護	合計	医療	後期 介護	合計					
国	51	14	12	77	51	14	12	77	51	14	12	77	51	16	14	81	52	17	16	85
函館市	50	14	12	76	50	14	12	76	50	14	12	76	51	16	14	81	52	17	16	85
札幌市	51	14	12	77	51	14	12	77	51	14	12	77	51	16	14	81	52	17	16	85
室蘭市	51	14	12	77	51	14	12	77	51	14	12	77	51	16	14	81	52	17	16	85
釧路市	51	14	12	77	51	14	12	77	51	14	12	77	51	16	14	81	52	17	16	85
帯広市	49	14	12	75	51	14	12	77	51	14	12	77	51	16	14	81	52	17	16	85
北見市	51	14	12	77	51	14	12	77	51	14	12	77	51	16	14	81	52	17	16	85
旭川市	50	13	10	73	50	13	10	73	50	13	10	73	50	15	12	77	51	16	14	81
小樽市	50	14	12	76	51	14	12	77	51	14	12	77	51	14	12	77	51	15	13	79
江別市	50	13	10	73	51	14	12	77	51	14	12	77	51	14	12	77	51	16	14	81
苫小牧市	50	13	10	73	50	13	10	73	50	13	10	73	50	13	10	73	50	14	12	76
北斗市	51	14	12	77	51	14	12	77	51	14	12	77	51	16	14	81	52	17	16	85

### ○賦課限度額改定による保険料の影響

(医療分51万円→52万円 後期分16万円→17万円 介護分14万円→16万円)



### ○賦課限度額改定による保険料の影響 (1人世帯)

(医療分51万円→52万円 後期分16万円→17万円 介護分14万円→16万円)

